

様式第四号

法人名 社会医療法人愛仁会
所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6 年 1 0 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 3 0 日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和6年9月30日 残高	0	0	7,000	933,894	940,894	0	0	0	940,894
会計年度中の変動額									
当期純利益				△ 26,544	△ 26,544				△ 26,544
会計年度中の変動額合計	0	0	0	△ 26,544	△ 26,544	0	0	0	△ 26,544
令和7年9月30日 残高	0	0	7,000	907,350	914,350	0	0	0	914,350

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人愛仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	279,344			279,344	673,440	11,884	267,460
	構 築 物	3,819			3,819	47,646	696	3,123
	医療用器械備品	22,104	41,304		63,407	303,841	12,409	50,998
	その他の器械備品	2,285	2,232		4,517	60,105	1,449	3,068
	車両及び船舶	1,494			1,493	6,339	775	718
	土 地	288,385			288,385			288,385
	一括償却資産	132			132		44	88
	計	597,563	43,536	0	641,097	1,091,371	27,257	613,840
無形 固定 資産	温泉施設利用権	262			262	137	0	262
	電話加入権	423			423			423
	ソフトウェア	4,685	300		4,985	39,805	2,420	2,565
	計	5,370	300	0	5,670	39,942	2,420	3,250
その 他 の 資 産	長期前払費用	4,002	1,638	1,856	3,785			3,785
	奨学貸付金	7,406	1,725	2,633	6,498			6,498
	出 資 金	175			175			175
	保険積立金	89,231	11,906	1,463	99,674			99,674
	計	100,814	15,269	5,952	110,132			110,132

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人愛仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	0	713	0		713
賞与引当金	38,050	38,290	38,050		38,290
退職給付引当金	66,732	0	5,435		61,297

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人愛仁会
所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	59,000	227,000	1.1	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	3,319	13,344	0.5	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	106,129	141,116	0.7	令和14年5月10日 令和12年7月25日 令和 9年7月26日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	168,448	381,460	—	—

注記1：長期借入金のうち100,000千円は5年間元金据置、無利息である。（返済開始は令和9年5月10日）

注記2：長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の1年ごとの返済予定額は33,344千円。

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人愛仁会
所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人愛仁会

所在地 鹿児島市伊敷二丁目1番2号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	240,218	—	240,218	—	—	240,218
給与費	878,704	—	878,704	16,088	—	894,792
委託費	54,878	—	54,878	—	—	54,878
経費	102,940	—	102,940	1,208	—	104,148
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	124,153	—	124,153	1,647	—	125,800
計	1,400,893	—	1,400,893	18,943	—	1,419,836

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

先入先出法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	15 年～47 年
構築物	10 年～30 年
医療用器械備品	4 年～ 8 年
その他の器械備品	5 年～15 年
車両及び船舶	3 年～ 6 年

② 無形固定資産

ソフトウェアについては定額法としています。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付に係る期末自己都合退職要支給額を退職給付債務とし、当会計年度末において鹿児島県病院企業年金基金から給付される一時金の額及び保険積立金の額を個人ごとに控除して計算し、計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式によっております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

6 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金額（千円）
建 物	146,705
土 地	156,497
計	303,202

【担保に係る債務】

科 目	相 手 方	担保の種類	金額（千円）
短期借入金	株式会社鹿児島銀行	根抵当権	197,000
長期借入金	株式会社鹿児島銀行	根抵当権	48,332
計			245,332

7 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

種 類	氏 名	職 業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
役員及 びその 近親者	■	■	■	資金の借り 入れ	当期 13,000	役員従業員 短期借入金	56,802

8 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

9 減価償却累計額の総額

1,140,285 千円

10 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

独立監査人の監査報告書

令和7年11月21日

社会医療法人 愛仁会
理 事 会 御 中

いちご公認会計士共同事務所
鹿児島県鹿児島市
公認会計士

監査意見

当事務所は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人愛仁会の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当事務所は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当事務所は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当事務所の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当事務所は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当事務所は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当事務所の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当事務所はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当事務所の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当事務所が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当事務所は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当事務所が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当事務所又は構成員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上